

◎佐賀県条例第23号

佐賀県道路占用料条例等の一部を改正する条例

(佐賀県道路占用料条例の一部改正)

第1条 佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(占用料の額及び算出方法)				(占用料の額及び算出方法)			
第2条 略				第2条 略			
2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円とする前の額）に <u>1.08</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあっては、第4条ただし書の知事が定める期間に係る占用料の額に <u>1.08</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。				2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円とする前の額）に <u>1.1</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあっては、第4条ただし書の知事が定める期間に係る占用料の額に <u>1.1</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。			
3～5 略				3～5 略			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	略			法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	略		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>7円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>6円</u>
	略		略		略		略

改正前					改正後							
略		略			略		略					
略					略							
略		略			略		略					
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに <u>0.004</u> を乗じて得 た額		1平方メ ートルに つき1年	Aに <u>0.005</u> を乗じて得 た額				
		階数が2のもの			Aに <u>0.007</u> を乗じて得 た額			Aに <u>0.008</u> を乗じて得 た額				
		階数が3以上の もの			Aに <u>0.008</u> を乗じて得 た額			Aに <u>0.01</u> を 乗じて得た 額				
	上空に設ける通路				<u>570円</u>			上空に設ける通路			<u>480円</u>	
	地下に設ける通路				<u>340円</u>			地下に設ける通路			<u>290円</u>	
	略				略			略			略	
略					略							
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。）	略		略		道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。）	略		略				
	アーチ	略 その他のもの		1基につ き1月		略		1基につ き1月	略 <u>480円</u>			

改正前				改正後			
第7条第1号に掲げる物件				第7条第1号に掲げる物件			
略		占用面積 1平方メートルにつき1年	略	略		占用面積 1平方メートルにつき1年	略
令第7条第3号に掲げる施設			Aに $\frac{0.028}{}$ を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設			Aに $\frac{0.034}{}$ を乗じて得た額
略				略			
令第7条第8号に掲げる施設	略	占用面積 1平方メートルにつき1年	略	令第7条第8号に掲げる施設	略	占用面積 1平方メートルにつき1年	略
	上空に設けるもの		Aに $\frac{0.020}{}$ を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに $\frac{0.024}{}$ を乗じて得た額
	その他のもの		Aに $\frac{0.028}{}$ を乗じて得た額		その他のもの		Aに $\frac{0.034}{}$ を乗じて得た額
略				略			
令第7条第10号に掲げる施設	建築物		Aに $\frac{0.020}{}$ を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設	建築物		Aに $\frac{0.024}{}$ を乗じて得た額
	略		略		略		略
令第7条第11号に掲げる応	略		略	令第7条第11号に掲げる応	略		略
	上空に設けるもの		Aに $\frac{0.020}{}$ を乗じて得		上空に設けるもの		Aに $\frac{0.024}{}$ を乗じて得

改正前				改正後			
急仮設建築物			た額	急仮設建築物			た額
		その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額			その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	略		略	令第7条第13号に掲げる施設	略		略
	上空に設けるもの		Aに <u>0.020</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
備考 略				備考 略			

(佐賀県立都市公園条例の一部改正)

第2条 佐賀県立都市公園条例（昭和36年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第2 （第9条関係）				別表第2 （第9条関係）			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
公園施設を設	建築物	1平方メートルにつき	<u>62円</u>	公園施設を設	建築物	1平方メートルにつき	<u>45円</u>
	建築物以外		<u>3円</u>		建築物以外		<u>2円</u>

改正前				改正後			
置する場合		1月		置する場合		1月	
公園施設を管理する場合	建築物		<u>450円</u>	公園施設を管理する場合	建築物		<u>330円</u>
	建築物以外		<u>8円</u>		建築物以外		<u>5円</u>
略				略			
都市公園を使用する場合	行商、募金、露店営業その他これらに類するもの	1日	<u>260円</u>	都市公園を使用する場合	行商、募金、露店営業その他これらに類するもの	1日	<u>190円</u>
	業として写真を撮影するもの	1月	<u>5,350円</u>		業として写真を撮影するもの	1月	<u>3,980円</u>
	業として映画を撮影するもの	1日	<u>10,760円</u>		業として映画を撮影するもの	1日	<u>8,000円</u>
	展示会、博覧会、競技会、祭礼、集会その他これらに類する催しをするもの		<u>2,970円</u>		展示会、博覧会、競技会、祭礼、集会その他これらに類する催しをするもの		<u>2,200円</u>
	花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの		<u>2,380円</u>		花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの		<u>1,770円</u>
備考 略				備考 略			
別表第4 (第9条関係)				別表第4 (第9条関係)			
区分		金額 (1台につき)		区分		金額 (1台につき)	
大型車		<u>1,030円</u>		大型車		<u>1,050円</u>	
略				略			
備考 略				備考 略			

(建築基準法施行条例の一部改正)

第3条 建築基準法施行条例(昭和46年佐賀県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第2章 略 第3章 特殊建築物 第1節～第4節 略 第5節 <u>自動車車庫及び自動車修理工場</u>(第18条・第19条) 第6節 略 第4章～第6章 略 附則 (出入口等) 第11条 <u>劇場</u>、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(以下「<u>興行場等</u>」という。)の屋外への出入口(第3号及び次条第1号に規定する場合を除き、日常的に使用する出入口のほか、非常時に使用できる出入口を含む。以下同じ。)は、次に定めるところにより設けなければならない。 (1)～(3) 略 2・3 略 (直通階段) 第12条 <u>興行場等</u>の避難階又は地上に通ずる直通階段は、次に定めるところにより設けなければならない。 (1)・(2) 略 (廊下) 第13条 <u>興行場等</u>の避難経路となる廊下は、次に定めるところにより設けなければならない。 (1)～(5) 略</p>	<p>目次 第1章～第2章 略 第3章 特殊建築物 第1節～第4節 略 第5節 自動車修理工場(第18条・第19条) 第6節 略 第4章～第6章 略 附則 (出入口等) 第11条 <u>劇場等</u>、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(以下「<u>劇場等</u>」という。)の屋外への出入口(第3号及び次条第1号に規定する場合を除き、日常的に使用する出入口のほか、非常時に使用できる出入口を含む。以下同じ。)は、次に定めるところにより設けなければならない。 (1)～(3) 略 2・3 略 (直通階段) 第12条 <u>劇場等</u>の避難階又は地上に通ずる直通階段は、次に定めるところにより設けなければならない。 (1)・(2) 略 (廊下) 第13条 <u>劇場等</u>の避難経路となる廊下は、次に定めるところにより設けなければならない。 (1)～(5) 略</p>

改正前	改正後
<p>(客席部の構造)</p> <p>第14条 興行場等の段床に客席を設ける場合は、床幅80センチメートル以上とし、各段の高さが50センチメートル以上あるときは、前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。ただし、幅の広い手すり壁を設けること等により安全上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 興行場等の客席部の通路は、次に定めるところにより設けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(客席部と舞台との区画)</p> <p>第15条 客席部の定員の合計が400人を超える興行場等は、舞台（花道その他これに類する部分を除く。）と客席部との境界を準耐火構造の隔壁で区画し、これを小屋裏に達せしめなければならない。</p> <p>(避難階における避難経路)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 興行場等の敷地内には、避難階における建物の出口及び屋外階段の出口から、道等に通ずる通路を設けなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(興行場等の用途に供する部分への準用)</p> <p>第16条の3 興行場等の用途に供する部分（1つの建築物の中に複数の興行場等が設置される場合又は興行場等以外の用途と複合して設置される場合に、1つの客席部に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分をいう。以下同じ。）については、第11条から前条まで、第17条及び第25条の規定を準用する。</p> <p>(階段の共用)</p>	<p>(客席部の構造)</p> <p>第14条 劇場等の段床に客席を設ける場合は、床幅80センチメートル以上とし、各段の高さが50センチメートル以上あるときは、前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。ただし、幅の広い手すり壁を設けること等により安全上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 劇場等の客席部の通路は、次に定めるところにより設けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(客席部と舞台との区画)</p> <p>第15条 客席部の定員の合計が400人を超える劇場等は、舞台（花道その他これに類する部分を除く。）と客席部との境界を準耐火構造の隔壁で区画し、これを小屋裏に達せしめなければならない。</p> <p>(避難階における避難経路)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 劇場等の敷地内には、避難階における建物の出口及び屋外階段の出口から、道等に通ずる通路を設けなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(劇場等の用途に供する部分への準用)</p> <p>第16条の3 劇場等の用途に供する部分（1つの建築物の中に複数の劇場等が設置される場合又は劇場等以外の用途と複合して設置される場合に、1つの客席部に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分をいう。以下同じ。）については、第11条から前条まで、第17条及び第25条の規定を準用する。</p> <p>(階段の共用)</p>

改正前	改正後
<p>第16条の4 <u>興行場等</u>の用途に供する部分の避難のための階段で同一階の他の用途（他の<u>興行場等</u>の用途に供する部分を含む。）の避難のための階段と共用するものの幅は、各用途の部分につき必要とされる階段の幅の合計以上としなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 複数の<u>興行場等</u>の用途に供する部分が積層し、それぞれの<u>興行場等</u>の用途に供する部分が同一階を共用する場合の階段の幅は、避難の際の各階における通過人数を合計した人数1人当たり1センチメートル以上としなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、階段を特別避難階段又は屋外避難階段とした場合の階段の幅は、各階における通過人数（一の<u>興行場等</u>の用途に供する部分の客席が複数階にある場合においては、通過人数を合計した人数）の最大人数1人当たり1センチメートル以上とすることができる。</p> <p>5 略 （本節における制限の緩和）</p> <p>第17条 <u>興行場等</u>の用途に供する建築物で、特定行政庁がその用途又は規模により防火上及び避難上支障がないと認めるもの、階避難安全性能を有する建築物の階及び全館避難安全性能を有する建築物については、この節の規定による制限を緩和することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5節 <u>自動車車庫及び自動車修理工場</u> （車庫等の構造）</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を<u>自動車車庫</u>（当該床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。）又は<u>自動車修理工場</u>の用途に供する場合には、これらの用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造又は不</p>	<p>第16条の4 <u>劇場等</u>の用途に供する部分の避難のための階段で同一階の他の用途（他の<u>劇場等</u>の用途に供する部分を含む。）の避難のための階段と共用するものの幅は、各用途の部分につき必要とされる階段の幅の合計以上としなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 複数の<u>劇場等</u>の用途に供する部分が積層し、それぞれの<u>劇場等</u>の用途に供する部分が同一階を共用する場合の階段の幅は、避難の際の各階における通過人数を合計した人数1人当たり1センチメートル以上としなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、階段を特別避難階段又は屋外避難階段とした場合の階段の幅は、各階における通過人数（一の<u>劇場等</u>の用途に供する部分の客席が複数階にある場合においては、通過人数を合計した人数）の最大人数1人当たり1センチメートル以上とすることができる。</p> <p>5 略 （本節における制限の緩和）</p> <p>第17条 <u>劇場等</u>の用途に供する建築物で、特定行政庁がその用途又は規模により防火上及び避難上支障がないと認めるもの、階避難安全性能を有する建築物の階及び全館避難安全性能を有する建築物については、この節の規定による制限を緩和することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5節 <u>自動車修理工場</u> （自動車修理工場の構造）</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を自動車修理工場の用途に供する場合には、これらの用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造又は不燃材料で造らなければならない。</p>

改正前	改正後																						
<p>燃材料で造らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 (他の用途部分との区画)</p> <p>第19条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合には、その部分とその他の部分とを防火構造とした床若しくは壁又は防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(興行場等の敷地と道路との関係)</p> <p>第25条 興行場等の敷地は、次の表の左欄に掲げる客席部の定員の合計の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="248 804 1095 855"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 興行場等の主要な出入口の前面には、次の表の左欄に掲げる客席部の定員の合計の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上の奥行を有し、かつ、第11条第1項第2号の規定により算出した数値以上前項の道路に接する空地を設けなければならない。ただし、前項ただし書に該当する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="248 1070 1095 1121"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 略</p> <p>別表 (第31条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="248 1219 1095 1375"> <thead> <tr> <th>納付義務者</th> <th>手数料</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1の2 法第6条</td> <td>建築物に関する構造</td> <td>次に掲げる構造計算</td> </tr> </tbody> </table>	略	略	納付義務者	手数料	額	1 略			1の2 法第6条	建築物に関する構造	次に掲げる構造計算	<p>(1)・(2) 略 (他の用途部分との区画)</p> <p>第19条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合には、その部分とその他の部分とを防火構造とした床若しくは壁又は防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(劇場等の敷地と道路との関係)</p> <p>第25条 劇場等の敷地は、次の表の左欄に掲げる客席部の定員の合計の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1171 804 2018 855"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 劇場等の主要な出入口の前面には、次の表の左欄に掲げる客席部の定員の合計の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上の奥行を有し、かつ、第11条第1項第2号の規定により算出した数値以上前項の道路に接する空地を設けなければならない。ただし、前項ただし書に該当する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1171 1070 2018 1121"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 略</p> <p>別表 (第31条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1171 1219 2018 1375"> <thead> <tr> <th>納付義務者</th> <th>手数料</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1の2 法第6条</td> <td>建築物に関する構造</td> <td>次に掲げる構造計算</td> </tr> </tbody> </table>	略	略	納付義務者	手数料	額	1 略			1の2 法第6条	建築物に関する構造	次に掲げる構造計算
略																							
略																							
納付義務者	手数料	額																					
1 略																							
1の2 法第6条	建築物に関する構造	次に掲げる構造計算																					
略																							
略																							
納付義務者	手数料	額																					
1 略																							
1の2 法第6条	建築物に関する構造	次に掲げる構造計算																					

改正前			改正後		
<p>の3第1項又は第18条第4項の規定による建築物の構造計算適合性判定を受けようとする者</p>	<p>計算適合性判定手数料</p>	<p>適合性判定を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき<u>234,000円</u>（法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この号において「認定プログラム」という。）による構造計算にあつては、1棟につき<u>178,000円</u>）</p> <p>(2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 1棟につき<u>287,000円</u>（認定プログラムによる構造計算にあつ</p>	<p>の3第1項又は第18条第4項の規定による建築物の構造計算適合性判定を受けようとする者</p>	<p>計算適合性判定手数料</p>	<p>適合性判定を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき<u>238,000円</u>（法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この号において「認定プログラム」という。）による構造計算にあつては、1棟につき<u>181,000円</u>）</p> <p>(2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 1棟につき<u>292,000円</u>（認定プログラムによる構造計算にあつ</p>

改正前		改正後	
	<p>ては、1棟につき <u>205,000円</u>)</p> <p>(3) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え、1万 平方メートル以内 のもの 1棟につ き<u>356,000円</u> (認 定プログラムによ る構造計算にあっ ては、1棟につき <u>222,000円</u>)</p> <p>(4) 床面積の合計 が1万平方メー トルを超え、5万平 方メートル以内の もの 1棟につき <u>436,000円</u> (認定 プログラムによる 構造計算にあっ ては、1棟につき <u>262,000円</u>)</p> <p>(5) 床面積の合計 が5万平方メー トルを超えるもの 1棟につき<u>750,000</u> <u>円</u> (認定プログラ</p>		<p>ては、1棟につき <u>208,000円</u>)</p> <p>(3) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え、1万 平方メートル以内 のもの 1棟につ き<u>363,000円</u> (認 定プログラムによ る構造計算にあっ ては、1棟につき <u>226,000円</u>)</p> <p>(4) 床面積の合計 が1万平方メー トルを超え、5万平 方メートル以内の もの 1棟につき <u>444,000円</u> (認定 プログラムによる 構造計算にあっ ては、1棟につき <u>267,000円</u>)</p> <p>(5) 床面積の合計 が5万平方メー トルを超えるもの 1棟につき<u>764,000</u> <u>円</u> (認定プログラ</p>

改正前			改正後		
		ムによる構造計算 にあつては、1棟 につき400,000円)			ムによる構造計算 にあつては、1棟 につき407,000円)
2 法第87条の2 若しくは第88条 第1項若しくは 第2項において 準用する法第6 条第1項の規定 による建築設備 又は工作物の確 認を受けようと する者又は法第 87条の2若しく は第88条第1項 若しくは第2項 において準用す る法第18条第2 項の規定による 建築設備若しく は工作物に係る 計画の通知に関 する審査を受け ようとする者	略		2 法第87条の4 若しくは第88条 第1項若しくは 第2項において 準用する法第6 条第1項の規定 による建築設備 又は工作物の確 認を受けようと する者又は法第 87条の4若しく は第88条第1項 若しくは第2項 において準用す る法第18条第2 項の規定による 建築設備若しく は工作物に係る 計画の通知に関 する審査を受け ようとする者	略	
3・4 略			3・4 略		
5 法第87条の2	略		5 法第87条の4	略	

改正前		改正後	
若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定による建築設備又は工作物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第87条の2若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第16項の規定による建築設備若しくは工作物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者		若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定による建築設備又は工作物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第16項の規定による建築設備若しくは工作物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者	
6～8 略		6～8 略	
9 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（	略	9 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（	略

改正前			改正後		
<p>法第87条の2又は第88条第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定を受けようとする者</p>			<p>法第87条の4又は第88条第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定を受けようとする者</p>		
9の2～15 略			9の2～15 略		
<p>15の2 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、</p>	<p>建築審査会の同意等を要しない用途地域等における建築等許可申請手数料</p>	<p>27,000円</p>	<p>15の2 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、</p>	<p>建築審査会の同意等を要しない用途地域等における建築等特例許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 法第48条第16項第1号に該当する場合 27,000円 (2) 法第48条第16項第2号に該当する場合 140,000円</p>

改正前		改正後	
第11項ただし書、 第12項ただし書、 第13項ただし書 又は第14項た だし書（法第87条 第2項若しくは 第3項又は第88 条第2項におい て準用する場合 を含む。）の規 定による建築等 の許可（法第48 条第15項た だし書の場合の許可 に限る。）を受 けようとする者		第11項ただし書、 第12項ただし書、 第13項ただし書 又は第14項た だし書（法第87条 第2項若しくは 第3項又は第88 条第2項におい て準用する場合 を含む。）の規 定による建築等 の許可（法第48 条第16項各号に 該当する場合の 許可に限る。） を受けようとし る者	
16～17の2 略		16～17の2 略	
18 法第53条第5 項第3号の規定 による建築物の 建蔽率に関する 制限の適用除外 に係る許可を受 けようとする者	略	18 法第53条第6 項第3号の規定 による建築物の 建蔽率に関する 制限の適用除外 に係る許可を受 けようとする者	略
19～26の2 略		19～26の2 略	

改正前		改正後	
26の3 法第67条 の3第3項第2 号又は第5項第 2号の規定によ る敷地面積等の 制限に係る特例 の許可を受けよ うとする者	略	26の3 法第67条 第3項第2号又 は第5項第2号 の規定による敷 地面積等の制限 に係る特例の許 可を受けようと する者	略
26の4 法第67条 の3第9項第2 号の規定による 間口率等の制限 に係る適用除外 の許可を受けよ うとする者	略	26の4 法第67条 第9項第2号の 規定による間口 率等の制限に係 る適用除外の許 可を受けようと する者	略
26の5～39 略		26の5～39 略	
39の2 法第86条 の8第1項の規 定による既存の 1つの建築物に ついて2以上の 工事に分けて工 事を行う場合の 制限の緩和に係 る全体計画の認 定を受けようと	略	39の2 法第86条 の8第1項又は 第87条の2第1 項の規定による 既存の1つの建 築物について2 以上の工事に分 けて工事を行う 場合の制限の緩 和に係る全体計	略

改正前		改正後	
する者		画の認定を受けようとする者	
39の3 法第86条の8第3項の規定による既存の1つの建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更の認定を受けようとする者	略	39の3 法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による既存の1つの建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更の認定を受けようとする者	略
		39の4 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することを許可を受けようとする者	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料 120,000円

改正前		改正後	
		<u>39の5 法第87条</u> <u>の3第6項の規</u> <u>定による建築物</u> <u>の用途を変更し</u> <u>て一時的に特別</u> <u>興行場等として</u> <u>使用することの</u> <u>許可を受けよう</u> <u>とする者</u>	建築物の用途を変更 して一時的に特別興 行場等として使用す ることの許可申請手 <u>数料</u> 160,000円
40～42 略		40～42 略	
備考 略		備考 略	

(佐賀県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第4条 佐賀県海岸占用料等徴収条例（平成12年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(占用料等の徴収) 第2条 法第7条第1項若しくは第37条の4の規定により占用の許可を受けた者又は法第8条第1項若しくは第37条の5の規定により土石の採取（法第11条ただし書に規定する公共海岸の土地以外の土地における土石の採取を除く。）の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額の占用料（海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に <u>1.08</u> を乗じて得た額の占用料）又は別表第2の規定により算定した額に <u>1.08</u> を乗じて得た	(占用料等の徴収) 第2条 法第7条第1項若しくは第37条の4の規定により占用の許可を受けた者又は法第8条第1項若しくは第37条の5の規定により土石の採取（法第11条ただし書に規定する公共海岸の土地以外の土地における土石の採取を除く。）の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額の占用料（海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に <u>1.1</u> を乗じて得た額の占用料）又は別表第2の規定により算定した額に <u>1.1</u> を乗じて得た

改正前			改正後																																														
<p>額の土石採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>別表第1（第2条関係） 占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路及び橋りょう</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暗きょ、円管及び線類</td> <td rowspan="2">1メートルにつき1年</td> <td>外径又は外辺が0.3メートル以上のもの</td> <td><u>110円</u></td> </tr> <tr> <td>外径又は外辺が0.3メートル未満のもの</td> <td><u>70円</u></td> </tr> <tr> <td>電柱類</td> <td>1本につき1年</td> <td><u>570円</u></td> </tr> <tr> <td>物揚場等</td> <td rowspan="3">1平方メートルにつき1年</td> <td><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td>採草及び牧草用地、ゴルフ場等</td> <td><u>9円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>100円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>			区分	単位	単価	道路及び橋りょう	1平方メートルにつき1年	<u>50円</u>	暗きょ、円管及び線類	1メートルにつき1年	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	<u>110円</u>	外径又は外辺が0.3メートル未満のもの	<u>70円</u>	電柱類	1本につき1年	<u>570円</u>	物揚場等	1平方メートルにつき1年	<u>50円</u>	採草及び牧草用地、ゴルフ場等	<u>9円</u>	その他	<u>100円</u>	<p>額の土石採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>別表第1（第2条関係） 占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路及び橋りょう</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td><u>40円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暗きょ、円管及び線類</td> <td rowspan="2">1メートルにつき1年</td> <td>外径又は外辺が0.3メートル以上のもの</td> <td><u>90円</u></td> </tr> <tr> <td>外径又は外辺が0.3メートル未満のもの</td> <td><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td>電柱類</td> <td>1本につき1年</td> <td><u>460円</u></td> </tr> <tr> <td>物揚場等</td> <td rowspan="3">1平方メートルにつき1年</td> <td><u>40円</u></td> </tr> <tr> <td>採草及び牧草用地、ゴルフ場等</td> <td><u>7円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>80円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>			区分	単位	単価	道路及び橋りょう	1平方メートルにつき1年	<u>40円</u>	暗きょ、円管及び線類	1メートルにつき1年	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	<u>90円</u>	外径又は外辺が0.3メートル未満のもの	<u>50円</u>	電柱類	1本につき1年	<u>460円</u>	物揚場等	1平方メートルにつき1年	<u>40円</u>	採草及び牧草用地、ゴルフ場等	<u>7円</u>	その他	<u>80円</u>
区分	単位	単価																																															
道路及び橋りょう	1平方メートルにつき1年	<u>50円</u>																																															
暗きょ、円管及び線類	1メートルにつき1年	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	<u>110円</u>																																														
		外径又は外辺が0.3メートル未満のもの	<u>70円</u>																																														
電柱類	1本につき1年	<u>570円</u>																																															
物揚場等	1平方メートルにつき1年	<u>50円</u>																																															
採草及び牧草用地、ゴルフ場等		<u>9円</u>																																															
その他		<u>100円</u>																																															
区分	単位	単価																																															
道路及び橋りょう	1平方メートルにつき1年	<u>40円</u>																																															
暗きょ、円管及び線類	1メートルにつき1年	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	<u>90円</u>																																														
		外径又は外辺が0.3メートル未満のもの	<u>50円</u>																																														
電柱類	1本につき1年	<u>460円</u>																																															
物揚場等	1平方メートルにつき1年	<u>40円</u>																																															
採草及び牧草用地、ゴルフ場等		<u>7円</u>																																															
その他		<u>80円</u>																																															

（佐賀県流水占用料等徴収条例の一部改正）

第5条 佐賀県流水占用料等徴収条例（平成12年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																																																					
<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第2条 法第23条から第25条までの許可又は登録を受けた者は、別表第1若しくは別表第2の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の流水占用料若しくは採取料又は別表第3の規定により算定した額の土地占用料（土地の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る土地占用料にあっては、その額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の土地占用料）を知事が指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第3（第2条関係） 土地占用料</p>		<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第2条 法第23条から第25条までの許可又は登録を受けた者は、別表第1若しくは別表第2の規定により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額の流水占用料若しくは採取料又は別表第3の規定により算定した額の土地占用料（土地の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る土地占用料にあっては、その額に<u>1.1</u>を乗じて得た額の土地占用料）を知事が指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第3（第2条関係） 土地占用料</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">道路及び橋りょう</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暗きょ、円管及び線類</td> <td>外径又は外辺が0.3メートル以上のもの</td> <td rowspan="2">1メートルにつき1年</td> <td><u>110円</u></td> </tr> <tr> <td>外径又は外辺が0.3メートル未満のもの</td> <td><u>70円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">電柱類</td> <td>1本につき1年</td> <td><u>570円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">物揚場等</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">軌道</td> <td></td> <td><u>290円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分		単位	単価	道路及び橋りょう		1平方メートルにつき1年	<u>50円</u>	暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>110円</u>	外径又は外辺が0.3メートル未満のもの	<u>70円</u>	電柱類		1本につき1年	<u>570円</u>	物揚場等		1平方メートルにつき1年	<u>50円</u>	軌道			<u>290円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">道路及び橋りょう</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td><u>40円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暗きょ、円管及び線類</td> <td>外径又は外辺が0.3メートル以上のもの</td> <td rowspan="2">1メートルにつき1年</td> <td><u>90円</u></td> </tr> <tr> <td>外径又は外辺が0.3メートル未満のもの</td> <td><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">電柱類</td> <td>1本につき1年</td> <td><u>460円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">物揚場等</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td><u>40円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">軌道</td> <td></td> <td><u>230円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分		単位	単価	道路及び橋りょう		1平方メートルにつき1年	<u>40円</u>	暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>90円</u>	外径又は外辺が0.3メートル未満のもの	<u>50円</u>	電柱類		1本につき1年	<u>460円</u>	物揚場等		1平方メートルにつき1年	<u>40円</u>	軌道			<u>230円</u>
区分		単位	単価																																																				
道路及び橋りょう		1平方メートルにつき1年	<u>50円</u>																																																				
暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>110円</u>																																																				
	外径又は外辺が0.3メートル未満のもの		<u>70円</u>																																																				
電柱類		1本につき1年	<u>570円</u>																																																				
物揚場等		1平方メートルにつき1年	<u>50円</u>																																																				
軌道			<u>290円</u>																																																				
区分		単位	単価																																																				
道路及び橋りょう		1平方メートルにつき1年	<u>40円</u>																																																				
暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>90円</u>																																																				
	外径又は外辺が0.3メートル未満のもの		<u>50円</u>																																																				
電柱類		1本につき1年	<u>460円</u>																																																				
物揚場等		1平方メートルにつき1年	<u>40円</u>																																																				
軌道			<u>230円</u>																																																				

改正前			改正後		
採草及び牧草用地、ゴルフ場等		9円	採草及び牧草用地、ゴルフ場等		7円
その他		100円	その他		80円
備考 略			備考 略		

(佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部改正)

第6条 佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例（平成13年佐賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後																			
<p>(土石採取料等の徴収)</p> <p>第3条 法第18条第6項の規定により一般海域において土石の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の土石採取料又は別表第2の規定により算定した額の占用料（一般海域における占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の占用料）を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第3条関係） 占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗きよ、円管及び線類</td> <td>外径又は外辺が0.3メートル以上のもの</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td><u>100円</u></td> </tr> </tbody> </table>				区分		単位	単価	暗きよ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>100円</u>	<p>(土石採取料等の徴収)</p> <p>第3条 法第18条第6項の規定により一般海域において土石の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額の土石採取料又は別表第2の規定により算定した額の占用料（一般海域における占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額に<u>1.1</u>を乗じて得た額の占用料）を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第3条関係） 占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗きよ、円管及び線類</td> <td>外径又は外辺が0.3メートル以上のもの</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td><u>80円</u></td> </tr> </tbody> </table>				区分		単位	単価	暗きよ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>80円</u>
区分		単位	単価																				
暗きよ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>100円</u>																				
区分		単位	単価																				
暗きよ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>80円</u>																				

改正前				改正後			
	外径又は外辺が0.3メートル未満のもの		60円		外径又は外辺が0.3メートル未満のもの		50円
電柱類		1本につき1年	440円	電柱類		1本につき1年	360円
その他		1平方メートルにつき1年	50円	その他		1平方メートルにつき1年	40円
備考 略				備考 略			

(佐賀県砂防法施行条例の一部改正)

第7条 佐賀県砂防法施行条例（平成15年佐賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第6条 前条第1項又は第2項の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額の占用料（砂防設備等の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の占用料）又は別表第2の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第6条関係） 占用料</p>	<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第6条 前条第1項又は第2項の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額の占用料（砂防設備等の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に<u>1.1</u>を乗じて得た額の占用料）又は別表第2の規定により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額の採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第6条関係） 占用料</p>

改正前				改正後			
区分		単位	単価	区分		単位	単価
道路及び橋りょう		1平方メートルにつき1年	<u>50円</u>	道路及び橋りょう		1平方メートルにつき1年	<u>40円</u>
暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>110円</u>	暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年	<u>90円</u>
	外径又は外辺が0.3メートル未満のもの		<u>70円</u>		外径又は外辺が0.3メートル未満のもの		<u>50円</u>
電柱類		1本につき1年	<u>570円</u>	電柱類		1本につき1年	<u>460円</u>
物揚場等		1平方メートルにつき1年	<u>50円</u>	物揚場等		1平方メートルにつき1年	<u>40円</u>
軌道			<u>290円</u>	軌道			<u>230円</u>
採草及び牧草用地、ゴルフ場等			<u>9円</u>	採草及び牧草用地、ゴルフ場等			<u>7円</u>
その他			<u>100円</u>	その他			<u>80円</u>
備考 略				備考 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条（建築基準法施行条例目次の改正規定並びに同条例第18条及び第19条の改正規定に限る。）の規定 平成31年4月1日
 - (2) 第3条（建築基準法施行条例目次の改正規定、同条例第18条及び第19条の改正規定並びに同条例別表第1号の2の改正規定を除く。）の規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日
（佐賀県道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可に係る占用料

について適用し、施行日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

(佐賀県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の佐賀県立都市公園条例の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(佐賀県海岸占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第4条の規定による改正後の佐賀県海岸占用料等徴収条例の規定は、施行日以後の許可に係る占用料等及び施行日前の許可で当該許可に係る土地の占用又は土石の採取の開始の日が施行日以後であるものに係る占用料等について適用し、施行日前の許可で当該許可に係る土地の占用又は土石の採取の開始の日が施行日前であるものに係る占用料等については、なお従前の例による。

(佐賀県流水占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第5条の規定による改正後の佐賀県流水占用料等徴収条例の規定は、施行日以後の許可等に係る占用料又は採取料、施行日前の許可等(流水の占用の許可等を除く。以下この項において同じ。)で当該許可等に係る占用等の開始の日が施行日以後であるものに係る占用料又は採取料及び施行日前に許可等をした流水の占用(施行日以後の占用に限る。)に係る流水の占用料について適用し、施行日前の許可等で当該許可等に係る占用等の開始の日が施行日前であるものに係る占用料又は採取料及び施行日前に許可等をした流水の占用(施行日前の占用に限る。)に係る流水の占用料については、なお従前の例による。

(佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第6条の規定による改正後の佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の規定は、施行日以後の許可に係る土石採取料等及び施行日前の許可で当該許可に係る土石の採取又は占用の開始の日が施行日以後であるものに係る土石採取料等について適用し、施行日前の許可で当該許可に係る土石の採取又は占用の開始の日が施行日前であるものに係る土石採取料等については、なお従前の例による。

(佐賀県砂防法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第7条の規定による改正後の佐賀県砂防法施行条例の規定は、施行日以後の許可に係る占用料等及び施行日前の許可で当該許可に係る占用等の開始の日が施行日以後であるものに係る占用料等について適用し、施行日前の許可で当該許可に係る占用等の開始の日が施行日前であるものに係る占用料等については、なお従前の例による。